

第1回(平成29年度)

# 美しい宮崎づくり大賞

## 募集

募集期間

8月31日(木)まで(当日消印有効)

☆美しい宮崎づくり大賞 美しい宮崎づくりに顕著な功績のあるもの

☆部門賞

水と緑の景観賞

水と緑が織りなす自然景観又は農山漁村景観の保全・創出・活用に功績のあるもの

まちなみ景観賞

歴史や文化などを活かした景観又は潤いと安らぎのあるまちなみ景観の保全・創出・活用に功績のあるもの

未来につなぐ景観賞

美しい宮崎づくりに関する活動(普及啓発や担い手育成を含む)に功績のあるもの

☆奨励賞 景観の形成や向上に貢献しているもの

☆特別賞 過去の受賞者も含め、長年にわたり美しい宮崎づくりに貢献したもの

主催:宮崎県

# 対 象

県内において、美しい宮崎づくりに大きく貢献されている個人もしくは団体（地方公共団体を含む）を表彰します。  
団体の連名による応募も可。ただし、表彰の対象が活動の場合は、3年以上の実績があるものとします。



美しい宮崎づくりとは？

下記のような幅広い取組が「美しい宮崎づくり」に繋がっています。

自然景観・農山漁村景観の保全及び創出  
(植栽活動、ビーチクリーン、  
県内産農林水産物の積極的な消費の促進など)



歴史的景観及び文化的景観・  
潤いと安らぎのあるまちなみ景観の保全及び創出  
(まちなみの保全、祭りの継承、オープンガーデン、清掃活動など)



視点場・沿道、沿線等の整備  
(展望所の整備、沿道・沿線の植栽など)



もてなしのにぎわいの空間づくり  
(室内空間の美化、体験・交流型イベントの開催など)



景観阻害要因の改善  
(緑化による修景、案内看板の改善など)



普及啓発・人材の育成  
(セミナー等の開催、子どもを対象とした学習の場の提供など)



積極的な情報発信  
(SNSによる情報発信、写真展・パネル展の開催など)



公共事業における良好な景観の形成  
(景観と調和した護岸の整備など)



その他、美しい宮崎づくりに関する幅広い取組を表彰の対象とします。



## 応募資格

自薦・他薦を問わずどなたでも応募できます。  
(他薦の場合は、被推薦者の承認を得た上で応募してください。)

## 選考方法

選考委員会において審査します。

## 応募方法

応募用紙に必要事項を記入し、写真貼付のうえ、メール又は郵送で下記提出先までご提出ください。(メールで提出の場合は、受信制限があるので4MB以下)

(提出先) 〒880-8501

宮崎市橘通東2丁目10番1号

宮崎県 県土整備部 都市計画課

美しい宮崎づくり推進担当

メール: [utukushii@pref.miyazaki.lg.jp](mailto:utukushii@pref.miyazaki.lg.jp)

## 発表・表彰

表彰式は、平成29年11月21日(火)を予定しています。

受賞者には、10月上旬までに連絡します。



問い合わせ先: 宮崎県県土整備部都市計画課  
美しい宮崎づくり推進担当

TEL: 0985-26-7191  
メール: [utukushii@pref.miyazaki.lg.jp](mailto:utukushii@pref.miyazaki.lg.jp)

美しい宮崎づくり知事表彰審査基準

平成29年9月 日  
都 市 計 画 課

1 審査基準

選考委員会において、主に下記の項目に重点を置いて審査する。  
なお、審査項目のすべての条件を満たす必要はないものとする。

項目	内容
先進性・独自性	他の模範となる先進性及び独自性を有し、創意工夫に富み、又は地域独自の歴史的・地理的・社会的特性を活かした取組であること
継続性	活動の継続、効果及び実績が定着していること
発展性	規模の拡大、内容の多様化、他地域への波及等が期待できること
自主性	自主的・主体的な取組であること
協働・連携	行政、住民、企業又は団体等との協働又は連携が確保されていること
効果	住民の満足度、地域経済の活性化、雇用の創出、新たな地域文化の創造並びに地域の知名度及びイメージの向上等の成果が上がっていること
その他	その他特筆すべき優れた点があること

2 評価基準

審査基準を踏まえて各委員が審査対象について順位付けを行い、順位に応じて得点を振り分ける。

(例) 5つの応募に対する委員の評価

応募	順位	得点
A	1	5
B	2	4
C	3	3
D	4	2
E	5	1

3 優先順位付け

各委員の得点を集計し、点数が高い順に優先順位付けを行う。なお、点数が同点の場合は、次の基準により優先順位付けを行う。

- ・「1位」の数が多し団体又は個人（以下「団体等」という。）を上位とする。
- ・「1位」の数が同じ場合は、「2位」の数が多し団体等を上位とする。
- ・「2位」の数も同じ場合は、「3位」の数が多し団体等を上位とする。

#### 4 審査の流れと表彰候補の判断基準（別紙参照）

以下の流れで審査を行い表彰候補を選定する。

- ① 応募について、都市計画課で「水と緑」・「まちなみ」・「未来につなぐ」の3部門に振り分けを行う。
- ② 部門ごとに都市計画課で1～3により評価を行い、各部門上位5件程度、全体で15件程度を大賞候補として、選考委員会で1～3に基づき評価を行う。
- ③ ②の評価における最高順位を大賞候補とし、大賞候補を除き部門ごとに上位1～2位を部門賞候補とする。

なお、各賞の位置付けは下記のとおりであり、場合によっては該当なしの場合もあるものとする。また、奨励賞及び特別賞の候補については、評価点によらず選考委員会の話し合いのもと、決定するものとする。

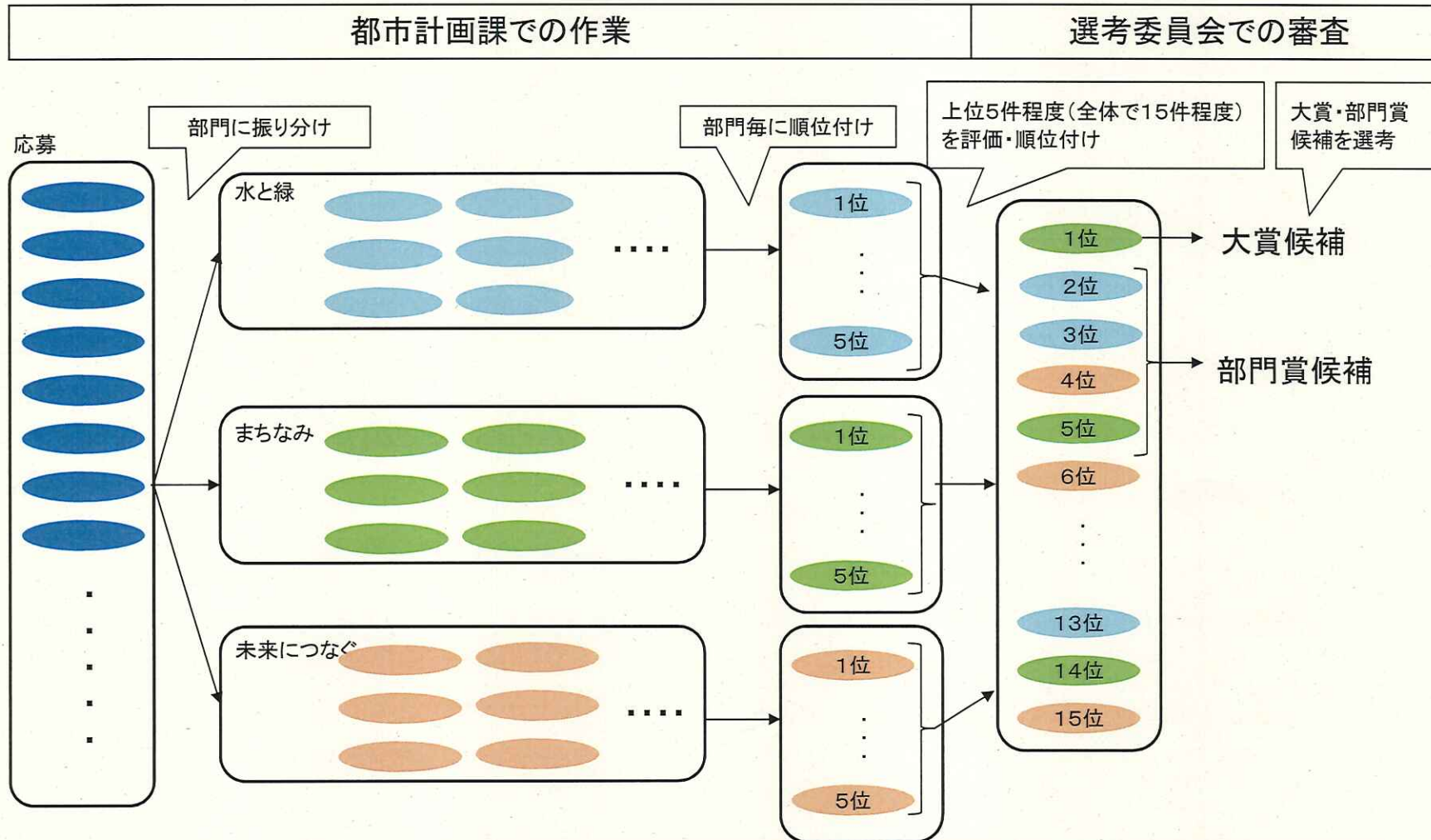
【大賞】	審査基準の各項目における達成度が非常に高く、美しい宮崎づくりに顕著な功績をあげているもの
【部門賞】	審査基準の各項目における達成度が高く、美しい宮崎づくりに大きく貢献しているもの
【奨励賞】	景観の形成や向上に貢献しており、今後の進展が大いに期待されるもの
【特別賞】	長年にわたり美しい宮崎づくりに貢献しているもの（過去の受賞者も対象に含めるものとする。）

#### 5 その他

選考委員会のメンバーが応募者（自薦、他薦を問わない。）となる場合又は審査対象団体等の関係者である場合は、当該年度の選考委員から除外するものとする。

# 美しい宮崎づくり大賞 「審査の流れと表彰候補の判断基準」

別紙



※場合によっては、「該当なし」の場合もある。  
 ※部門賞は部門毎に1～2程度とする。  
 ※奨励賞・特別賞候補については、評価点によらず選考委員会の話し合いのもと決定するものとする。